

News Release

令和 3 年 2 月 17 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

令和 3 年福島県沖を震源とする地震に係る特定小売供給約款の 特例認可等について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、事業者から申請のあった、令和 3 年福島県沖を震源とする地震により、災害救助法が適用された地域における被災した電気及びガスの需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

令和 3 年福島県沖を震源とする地震について、令和 3 年 2 月 13 日、福島県の一部地域に、災害救助法が適用されました。

これを受け、2 月 17 日付けで事業者から、電気事業法等に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました(※1)。

○申請概要

特例措置として、令和 3 年福島県沖を震源とする地震に係る災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款及び託送供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の料金の免除等。別紙のとおり。)で電気及びガスの供給を行う。

本申請に関して、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号及び 9 号並びにガス事業法第 177 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

(※1)申請のあった事業者とその申請内容

事業者の分類	事業者名	申請の内容
みなし小売電気事業者	東北電力株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社	特定小売供給約款以外の供給条件
一般送配電事業者	東北電力ネットワーク株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社	託送供給等約款以外の供給条件 最終保障供給約款以外の供給条件
一般ガス導管事業者	東部瓦斯株式会社	託送供給約款以外の供給条件

(※2)災害救助法適用市町村等

災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村

災害救助法が適用された地域(内閣府 HP をご覧ください。)

・内閣府

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

隣接する市町村(各社 HP をご覧ください。)

・東北電力株式会社

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1218981_2558.html

・東京電力エナジーパートナー株式会社

<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20210217.html>

・東北電力ネットワーク株式会社

https://nw.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1218983_2394.html

・東京電力パワーグリッド株式会社

[https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/information/index-j.html](https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/index-j.html)

・東部瓦斯株式会社

https://www.tobugas.co.jp/hardware_notice/2021/02/2021217.html

本ニュースリリースは、第 312 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者: 今泉・鈴木・木下

電 話: 03-3501-1529

(別紙)

特定小売供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 電気料金の支払期日の延長

被災した需要家の令和3年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2月、3月及び4月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

② 不使用月の電気料金免除

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

③ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家（契約種別が従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の需要家に限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

託送供給等約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

被災した需要家の供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の令和3年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、令和3年2月、3月及び4月料金計算分の料金算定日を各々1か月間延長する。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、当該需要家の供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

③ 工事費負担金の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が当該需要家の供給地点にかかる接続供給を廃止、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年7月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点にかかる接続供給の契約電力を超えないときは、供給地点への供給設備の工事費負担金の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

④ 臨時工事費の免除

契約者が、被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが令和3年8月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、令和3年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除

契約者が、被災した需要家の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年8月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

最終保障供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 料金算定日の延長

被災した需要家の令和3年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2月、3月及び4月料金計算分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、当該需要家の供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、免除する。

③ 工事費負担金の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が当該需要家の供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年8月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点にかかる接続供給の契約電力を超えないときは、供給地点への供給設備の工事費負担金の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

④ 臨時工事費の免除

契約者が、被災した需要家の供給地点において、再建等のため、需要期間が1年未満の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年8月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、令和3年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除

契約者が、被災した需要家の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年8月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

託送供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① ガス託送料金の支払い期日の延長

被災した需要場所に係る令和 3 年 1 月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2 月検針分、3 月検針分及び 4 月検針分の各託送供給料金の支払期限をそれぞれ 1 ヶ月間延長する。

② 不使用月のガス料金免除

被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災により需要家がガスをまったく使用しなかった料金算定期間については、ガス託送料金の基本料金を免除する。

③ 工事費負担金の免除

被災によりガスを使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、令和 3 年 5 月 31 日までに申込みがあった場合、当該工事に係る工事費については全額同社の負担とする。

令和3年2月19日
電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見聴 取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガスの供給区域の変更許可の申請について審査を行い、許可に異存ない旨回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、西部瓦斯株式会社からの供給区域の変更許可申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から評価した結果、許可することは異存ない旨回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

① 供給区域の変更の許可について(回答・西部瓦斯株式会社)

※本ニュースリリースは第312回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者:松元
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)
03-3501-1585(直通)

令和3年2月18日
電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売事業の変更登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業の変更登録申請について審査を行い、変更登録することに異存ない旨回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

平成29年4月1日に施行された改正ガス事業法において、ガス小売事業の登録を受けた事業者は、登録内容に変更が生じた場合には、軽微な変更を除き、ガス事業法第7条第1項の規定に基づき、ガス小売事業の変更登録を受けなければならないこととされている。

これを受け、本日、添付資料の別添に記載のガス小売事業者からのガス小売事業の変更登録申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実はありませんでしたので、経済産業大臣へ変更登録することに異存ない旨を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①ガス小売事業の変更登録について

(回答・日本ファシリティ・ソリューション株式会社)

②ガス小売事業の変更登録について(回答・株式会社ファミリーネット・ジャパン)

※本ニュースリリースは第312回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 遠藤

担当者: 中橋

電話: 03-3501-1552(直通)